

環境性能の説明が必要です ～東京都建築物環境報告書制度～



建築物報告書制度とは

制度対象者となる大手ハウスメーカー等は、新築建物への太陽光発電設備の設置等を義務付けられます。(詳細は、東京都建築物環境報告書制度に関するガイドラインをご覧ください。)

制度対象者

延べ面積 2 千㎡未満の建物を都内で年間に合計 2 万㎡以上供給する建物供給事業者

義務事項

- ① 断熱・省エネ性能の確保
- ② 再生可能エネルギー利用設備の設置
- ③ 電気自動車充電設備等の設置
- ④ 施主や購入者等への環境性能の説明
- ⑤ 東京都への建築物環境報告書の提出

環境性能の説明

制度対象者は、新築建物の環境性能について、施主や購入者等に契約までに説明する義務があります。施主や購入者等は、その説明を受け、購入等の判断を行えます。

- ・説明書（書面又は電子データ）を交付し、対面やオンラインで説明
- ・東京都が示す参考様式*の他、制度対象者が作成する任意様式での説明も可能
- ・説明書の他、理解促進のためにリーフレットや動画などを適宜活用

※参考様式はこちら



説明事項

建物の概要

- ・建物の所在地（地名地番又は住居表示）

説明年月日・記名

- ・説明年月日・説明を受ける方の氏名

各義務基準への対応状況

断熱性能の基準

- ・義務基準、誘導基準への適合状況
- ・性能値（UA 値・BPI）【任意】

省エネ性能の基準

- ・義務基準、誘導基準への適合状況
- ・性能値（BEI）【任意】

再生可能エネルギー利用設備の設置

- ・誘導基準の達成状況
- ・設備容量（kW）
- ・再エネの種類（太陽光・太陽熱・地中熱）

電気自動車充電設備の整備基準

- ・義務基準、誘導基準への適合状況
- ・駐車区画の有無、区画数（戸建住宅以外）
- ・充電設備の設置台数【任意】

周辺環境に関する事項

- ・当該敷地の用途地域、隣地の用途地域
- ※隣地が複数方位ある場合は、日影の影響を受けやすい南側等の隣地について記入

説明者等

- ・説明書の作成者、説明者、問合せ先
- ※建築士等の資格要件はありません

建築物環境報告書制度に関するお問い合わせ

クール・ネット東京 ワンストップ相談窓口
03-5990-5236（受付時間：平日午前9時～午後5時）

・制度に関する HP



・ガイドライン

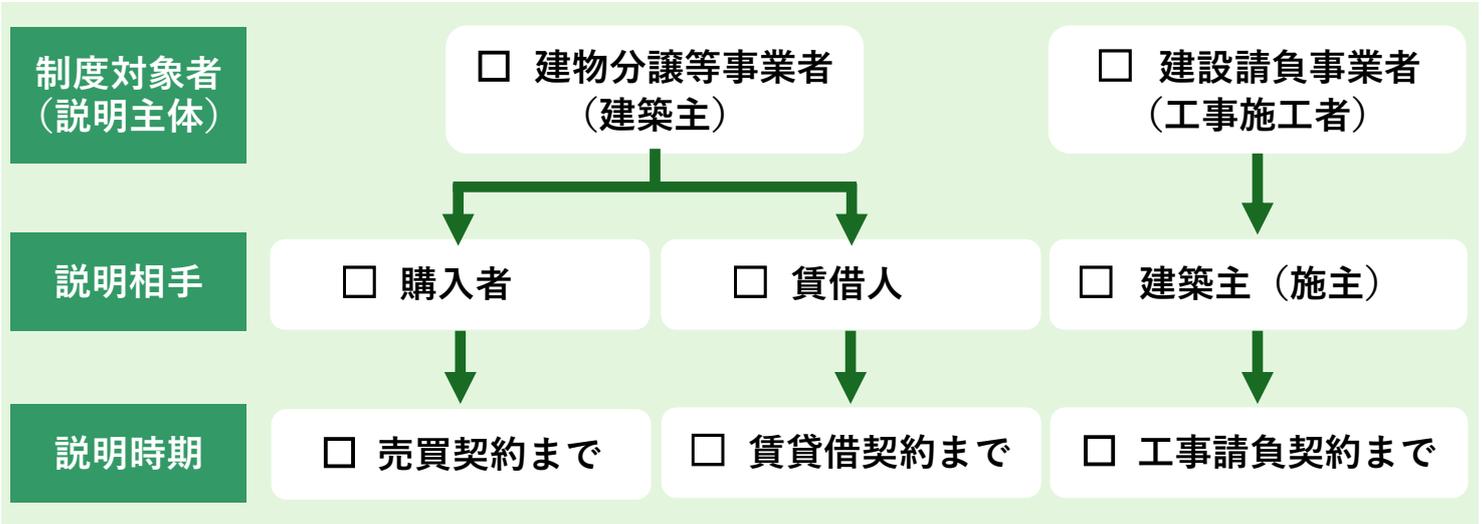


環境性能の説明チェックリスト

～東京都建築物環境報告書制度～

説明主体等

制度対象者が建築主か工事施工者かにより、説明相手・説明時期が異なります。



説明内容等

都が示す参考様式等により、義務基準への対応状況等を説明します。

説明方法	<input type="checkbox"/> 対面で説明	又は	<input type="checkbox"/> オンラインで説明
説明書	<input type="checkbox"/> 参考様式 (東京都作成)	又は	<input type="checkbox"/> 任意様式 (制度対象者作成)
確認済証が交付された年度の翌々年度末まで保管が必要			
説明事項	<input type="checkbox"/> 建物の概要 <input type="checkbox"/> 説明年月日・記名 <input type="checkbox"/> 各義務基準への対応状況 <input type="checkbox"/> 周辺環境に関する事項 <input type="checkbox"/> 説明者等	【任意】	<input type="checkbox"/> 断熱性能値 (UA 値・BPI) <input type="checkbox"/> 省エネ性能値 (BEI) <input type="checkbox"/> 充電設備の設置台数

補足資料【任意】

説明の際に、東京都が作成するリーフレットや動画もご活用ください。

リーフレット
(エコで快適な住宅)

環境性能の説明に関する補足動画
・注文住宅編 ・分譲住宅編

その他の動画・パンフレット
(太陽光ポータル)



※本チェックリストは、環境性能の説明義務の理解促進が目的であり、作成は必須ではありません。